

2024 年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久



公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○重層的支援体制整備事業における社会福祉士の活用の検討

重層的支援体制整備事業は、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されたものです。

困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提とし、すべての人びとのための仕組みとされています。

この仕組みを具現化するためには、ソーシャルワーク機能を発揮することが求められており、改正社会福祉法において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の更なる活用に向け、具体的な検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和 4 年 12 月 20 日）において、「社会福祉士等といった専門性を有する人材を活用すること等、そのような地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくことが必要である。」との記載がありますが、生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士などの有資格者の配置促進について検討していただきますようお願いします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、有資格者の配置が望まれるため、各福祉事務所設置自治体が有資格者を配置した際の国費割増制度の検討を願います。

○ひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援には、ひきこもり当事者やその家族への医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要です。さらに、個別支援を通して社会資源開発、地域

づくり（ソーシャルアクション）等ソーシャルワーク機能を発揮した支援の展開が不可欠です。

既に都道府県、指定都市に設置されている、「ひきこもり地域支援センター」では、社会福祉士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援に結びつけることとされています。このことから、令和4年度から市町村で実施できることとなった「ひきこもり支援ステーション事業」、「ひきこもりサポート事業」についても、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○ひきこもり支援における教育関係機関との連携の推進

令和3年10月に出された「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」のとりまとめでは、福祉関係機関と教育関係機関の連携についての配慮のお願いがされておりますが、上記のように卒業・中退した後に支援が途切れるなど、連携・協働が十分とは言えない現状があります。

そのため、当事者が連続的、継続的に支援を受けることができるよう、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関に対して、不登校支援からひきこもり支援への移行支援会議の開催など、更なる働きかけをお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ釈放直後に向け生活保護の申請意思が明らかかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の局長通知第2-12-「(5)」として改正・追記してください。

なお、福祉事務所が疲弊することのないよう施策の検討をお願いいたします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近く同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、相談体制を強化していくためにも、相談支援員についても社会福祉士の配置をお願いします。

なお、配置を進めるにあたっては、自立相談支援機関の安定的な相談体制を確保するためにも正規雇用での配置をお願いします。

○生活福祉資金の相談窓口における社会福祉士の配置について

生活福祉資金の特例貸付の償還に関しては、厚生労働省から自治体に対して生活福祉資金貸付窓口の体制強化の要請をいただいたところですが、相談者の多くは、経済的困窮をはじめ、複合的な課題を抱えていることが多くあり、相談者が自律的な生活を送ることができるよう支援するためには、貸付による支援だけでは限界があり、重層的な相談支援体制の強化と本人に寄り添った総合的な視点での伴走型支援が必要不可欠です。

生活福祉資金の相談窓口には、複合的な生活課題をアセスメントし、多機関や地域社会との連携を図り、課題への制度横断的な対応の専門性を有する、社会福祉士の配置および必要な財源措置をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○地域生活定着促進事業における予算の安定確保及び福祉手続きの円滑化

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いします。都道府県の中には、基準額の4分の1の負担をせず、基準額の4分の3を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいると考えられますので、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

また、刑事収容施設にいる特別調整対象者の診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている（「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書））。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」という。）を業とする者」とされています。「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み

人々のウェルビーイングを高めることです（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

○災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの改正

災害時の福祉支援体制の整備について（各都道府県知事あて平成30年5月31日 社援発0531第1号 厚生労働省社会・援護局長通知）で定める「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」によれば、災害派遣福祉チームの活動は一般避難所における災害時要配慮者に対する支援が示されているところであるが、避難生活後においても、自立した生活が円滑にできるようにするまで、引き続き派遣が継続できるよう、改正することを提案します。

【老健局関係】

○社会福祉士資格を有する支援相談員に対する介護報酬上の評価の検討

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性を明らかにするため、令和4年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」に取り組みました。

この調査では、社会福祉士を有する支援相談員が有効に機能することによって、介護老人保健施設の機能と役割である「在宅復帰支援」と「在宅療養支援」に貢献している実態が明らかになりました。

更なる介護老人保健施設における「在宅復帰支援」及び「在宅療養支援」の推進の観点から、社会福祉士を有する支援相談員に対する介護報酬上の評価を検討していただくよう、お願いします。

【こども家庭庁関係】

○こどもの権利擁護のさらなる推進 ～経済的搾取の実態把握と社会福祉士の積極活用～

平成28年の改正児童福祉法において「子どもの最善の利益」が明記され、令和4年にはこども基本法の制定、その後のこども大綱の制定（に向けた取組）など、国を挙げた子どもの権利擁護の取組が進められています。

その中であって、社会的養護を必要とするこどもたちは、保護者による不適切な養育に加え、家族や地域とのつながりが途切れるほか、施設入所・里親委託による生活や行動が制限されるなど、その権利が大きく侵害されています。今後も親権制限や未成年後見制度、児童相談所長等による親権代行等が適切に運用されるとともに、今般配置されることとなった意見表明支援員の養成・確保を早急に進めるほか、社会的養護から自立した18歳以降の若者への権利擁護の取組をお願いします。

また、現在、児童虐待防止法においては、身体的・性的・ネグレクト・心理的の4類

型が虐待として規定されていますが、高齢者や障がい者虐待に規定されている「経済的虐待」の規定がありません。児童の権利条約第 32 条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示されていることから、より子どもの権利擁護を促進させるためにも、子どもの経済的搾取の実態を把握し、保護者による子どもの財産の適切な管理、経済的搾取から子どもたちを守るための取組について検討をお願いします。

なお、これらの取組を推進するためには、地域における権利擁護の最前線となる市町村の体制強化が不可欠であることから、こども家庭センター（子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター）、要保護児童対策地域協議会等において専門職である社会福祉士の配置の促進をお願いします。

○こどもの貧困対策に基づく各種手当の所得制限等の廃止と高等教育の完全無償化等について

3 年余にわたるコロナ禍に加え原油価格・物価の高騰は、子育て家庭の生活に強く影響を与えております。とりわけ令和 3 年度のひとり親世帯の 50.2%が等価世帯収入の中央値の 2 分の 1 以下に属しており、保護者の就労上、健康上等の状況悪化からのストレスは子どもたちの生活を強く脅かし大人以上に先行きの見通しが立てられず非常に深刻な状況です。

そこで対応策として即時的な効果を望める経済支援の強化として児童手当制度の拡大と同様、児童扶養手当をひとり親家庭が使いやすいような円滑な実施の手立て、及び高校教育までの完全無償化及び高等教育における給付型奨学金促進等の推進強化を望みます。

【法務省関係】

（人権擁護局）

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016 年 6 月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第 2 条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あってはならないものと考えます。『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

（大臣官房秘書課）

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間（接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める）の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。

また、矯正施設や保護観察所に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようご配慮願います。

(出入国在留管理庁)

○「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」にかかる福祉専門職の活用

外国人総合支援コーディネーター（仮称）には、社会福祉士等の福祉専門職の積極的な活用と、支援コーディネーター検討の場には、福祉専門職の委員の採用を要望します。

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）と取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が2022年6月に決定され、2023年4月には「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等について」の検討結果報告書が発表されました。この報告書では、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」）の育成および、専門性の高い支援人材の認証制度のあり方の検討に触れられています。

本会では、2006年度から2015年度にかけて、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して、「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催し、2012年度には、『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』（中央法規出版）、2019年度においては、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業）を発刊し、社会福祉士を中心とした相談援助職に対する総合相談の質の向上とコーディネート人材の養成に15年に渡り尽力して参りました。

これらの実績をもとに、外国人総合支援コーディネーター（仮称）には社会福祉士等の福祉専門職の積極的な活用をご検討いただき、支援コーディネーターの検討の場には、地域共生社会と福祉の視点を持った専門職の委員の採用を要望いたします。また、「専門性の高い支援人材の認証制度」の観点からは、認定社会福祉士認証・認定機構における認定制度および、本会の人材育成システムのご活用をご検討いただきますようお願いいたします。

【内閣府関係】

(内閣府政策統括官（防災担当）)

○福祉との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の推進

内閣府及び消防庁の調べによると2022年1月1日現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの自治体が99.9%であるのに対し、個別避難計画の未策定自治体は未だ33.0%存在します。実効性のある個別避難計画作成に向けた取組を進めている自治体のうち福祉専門職の参画に取り組む団体は65.4%となっています。

名簿だけでは避難行動につながりにくいため、個別計画は重要なものでありますが、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状です。

そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別計画策定に活用するなど、福祉との連携により個別計画策定の実効性が上がるよう、引き続き推進をお願いします。

○災害時における福祉的支援活動の災害救助法等適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化と活用の促進

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の業務には、児童生徒やその家族、そして教職員と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などがあります。

「児童生徒の教育相談の充実について」（教育相談等に関する調査研究協力者会議2017年1月）において学校及び教育委員会に常勤のSSWを配置するとされているほか、第3期教育振興基本計画においては、SSW配置の推進により、福祉部門と教育委員会・学校との連携体制の構築が求められております。

しかしながら、現在十分な配置・活用がなされているとはいいがたく、総務省「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査」に基づく勧告（令和2年5月15日付け）においても、SSWの理解促進や活用事例の共有等が必要であると指摘されております。

子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒やその家庭が抱える課題の解決に向けて、チーム学校の推進は不可欠であることから、その重要な担い手であるSSWの常勤配置（正規職員や週30時間勤務）や活用について、さらなる促進をお願いします。

○学校給食の給食費無償化について

内閣府が公表している「令和3年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」では、「食料が買えない経験」がある子どもは、子どもがある全世帯のうち16.9%となっています。

学校給食の無償化については、中央教育審議会『次期教育振興基本計画について（答申）』（令和5年3月8日）が示すように、学校給食や食育の充実を通じた児童生徒の心身の健康の増進と体力の向上を図るという点において大切です。学校給食の未実施解消のみならず、さらに全国市区町村における学校給食の完全実施と給食費の無償化に向けた取組みをお願いします。

【総務省関係】

○マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けての検討

デジタル庁で行われている検討会の中間とりまとめが 2023 年 2 月に公表されましたが、マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備（マイナンバーカードの代理交付・申請補助等）について、「入手が容易・費用がかからないもので対応できるよう緩和するとともに、困難であることが推定される一定の場合（例：成年被後見人、中学生以下の者、75 歳以上の高齢の方）には実質不要とし、より柔軟に代理交付の仕組みを活用することができるよう本年度中を目途に自治体向けの事務処理要領を改訂する。」とされています。

例示にあげられている、判断能力が不十分な成年被後見人の範囲には、被保佐人、被補助人、任意後見制度の利用者も含まれます。これらの方々の法定代理人（任意後見受任者）が本人に代わって手続きを行う場合には、前提として本人の意思を確認すること、本人の意思が確認できない場合であっても本人の不利益とならないよう、代理人に対して「登記事項証明書」以外の過重な証明書や必要書類の提出を求めない取扱いとすることを求めます。また、高齢者や障害者等、日常生活における行政手続きに支援が必要な状態にある方々の多くは成年後見制度の利用をしていないことから、代理を行う者には法定代理人だけではなく、日常的に本人を支援する介護支援専門員、相談支援専門員等の福祉関係者が多く存在し、実際に支援を行っています。

自治体向けの事務処理要領の改訂にあたっては、こういった介護・福祉関係者による対応の実情を踏まえるために、関係団体等への意見聴取等を行っていただくことをお願いいたします。

また、取得したマイナンバーカードの管理について、中間とりまとめでは管理する対象が、カードそのものなのか、カードに内包される個人情報も含めたものを対象としているのかが判然としないため、管理のあり方についても上記関係団体等への意見聴取等を行うなどして、実態を把握し、とりまとめられることをお願いいたします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○学校給食の給食費無償化について

内閣府が公表している「令和 3 年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」では、「食料が買えない経験」がある子どもは、子どもがある全世帯のうち 16.9% となっています。家庭内で十分な食事をとることが困難な子どもにとって、義務教育内において「食」の確保の必要性は明白です。全国市区町村における学校給食の完全実施と給食費の無償化に向けた地方交付税措置の拡充をお願いします。

【デジタル庁関係】

○マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けての検討

デジタル庁で行われている検討会の中間とりまとめが 2023 年 2 月に公表されましたが、マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備（マイナンバーカードの代理交付・申請補助等）について、「入手が容易・費用がかからないもので対応できるよう緩和するとともに、困難であることが推定される一定の場合（例：成年被後見人、中学生以下の者、75 歳以上の高齢の方）には実質不要とし、より柔軟に代理交付の仕組みを活用することができるよう本年度中を目途に自治体向けの事務処理要領を改訂する。」とされています。

例示にあげられている、判断能力が不十分な成年被後見人の範囲には、被保佐人、被補助人、任意後見制度の利用者も含まれます。これらの方々の法定代理人（任意後見受任者）が本人に代わって手続きを行う場合には、前提として本人の意思を確認すること、本人の意思が確認できない場合であっても本人の不利益とならないよう、代理人に対して「登記事項証明書」以外の過重な証明書や必要書類の提出を求めない取扱いとすることを求めます。また、高齢者や障害者等、日常生活における行政手続きに支援が必要な状態にある方々の多くは成年後見制度の利用をしていないことから、代理を行う者には法定代理人だけではなく、日常的に本人を支援する介護支援専門員、相談支援専門員等の福祉関係者が多く存在し、実際に支援を行っています。

自治体向けの事務処理要領の改訂にあたっては、こういった介護・福祉関係者による対応の実情を踏まえるために、関係団体等への意見聴取等を行っていただくことをお願いします。

また、取得したマイナンバーカードの管理について、中間とりまとめでは管理する対象が、カードそのものなのか、カードに内包される個人情報も含めたものを対象としているのかが判然としないため、管理のあり方についても上記関係団体等への意見聴取等を行うなどして、実態を把握し、とりまとめられることをお願いします。